

新見市教育委員会 1月定例会 会議録 【公開用】

1 日 時 令和7年1月20日（月） 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1C

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	谷 本 隆 之
生涯学習課長	吉 岡 昭 彦
学校教育課長	宗 政 範 子
教育総務課長	忠 田 真
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

（令和7年1月20日（月）午後3時30分から午後4時22分）

## 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 前会会議録の承認

忠田課長 (新見市教育委員会 12月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

正村教育長 前会会議録は承認と決します。

### 4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

### 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

## 6 議 事

### 議題 1 号 新見市通学路安全推進会議設置要綱の一部改正について

正村教育長 それでは 6 の議事に移ります。  
議第 1 号の説明をお願いします。

宗政課長 議第 1 号、新見市通学路安全推進会議設置要綱の一部改正について説明をさせていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。

改正内容ですが、現行の設置要綱の内、第 3 条の構成及び第 4 条の任期に関する条項を変更させていただいております。

本会議の委員については 10 名以内と規定し、関係機関の中から 10 名を委嘱しているところですが、この度、新見警察署交通課長から日常的に地域で交通安全指導を担っている地域課職員も参画し、地域の実情に即した具体的な交通安全対策を講じたい旨の申し出がありました。

本件について検討した結果、当該申し出を適當と認め、1 名増員するものでございます。改正にあたりましては「関係機関」の内、「新見警察署交通課」について、課を限定しない記述に改めることとし、「新見警察署」といたします。

また、今後突発的な検討事案が発生した際に、専門的な知見を有する者からの意見を求めるなど、弾力的な運用を可能にするため、

全体の定数を更に1名増員することといたします。このことから委員の人数を「10人以内」から「12人以内」に改めるものです。

また、推進会議が年度途中での開催となり、年度末での委員の退任が予想されることから、「1年」を「1年以内」と変更するものでございます。

詳細につきましては、2ページの新旧対照表でご確認いただけたらと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。

警察署から交通課とか地域課とか、複数で出ることがあるということですね。

宗政課長

はい、そうですね。これまで交通課の方から、課長さんが参加をしておられましたが、各地域の派出所、交番の管轄が地域課という形で、より地域の実態を知っているところから参加させて欲しいという申し出がありました。

正村教育長

では、両方来られる場合もあるということですね。

宗政課長

はい。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。

それでは無いようですので、議第1号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

ありがとうございます。

それでは、議第1号は承認といたします。

議第2号 新見市指定文化財の追加指定について

正村教育長

続きまして、議第2号の説明をお願いします。

吉岡課長

議第2号、新見市指定文化財の追加指定についてご説明させていただきます。

市指定重要文化財の古文書の元禄検地帳につきましては、現在、旧新見市管内の新見村など26冊、旧哲多町管内の則安村など16冊、旧哲西町管内の上神代村など6冊を指定しております。この度、神郷支局で保管しております旧神郷町関連の下神代村など4冊

を重要文化財として追加指定することが適當であると判断し、新見市文化財保護条例第11条の規定により、新見市文化財保護審議会に諮問いたしました結果、令和7年1月9日、指定文化財候補として認める旨の答申がありました。つきましては、同第5条の規定により、市指定文化財として追加指定するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

正村教育長

これはその都度、隨時追加してたんですね。

吉岡課長

はい。

正村教育長

審議をした結果、指定文化財に追加指定するのが良いだらうということであります。

委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。

では無いようですので、議第2号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第2号は承認といたします。

### 議第3号 新見市指定文化財の指定解除について

正村教育長

続いて、議第3号の説明をお願いします。

吉岡課長

議第3号、新見市指定文化財の指定解除についてご説明させていただきます。

市指定の天然記念物となっております、哲西町上神代地内の上神代のシダレザクラは樹高約4メートル、目通約90センチの巨木で、一重咲の珍しい品種でしたが、数年前から樹勢が弱く、花が咲かなくなっており、また、所有者も亡くなり、管理者が東京都在住の方なのですが、管理者から安全等の確保ができないため、令和6年11月11日付で、指定解除の要望書が提出されました。

調査の結果、この桜は数年前から樹勢が弱くなり、花が咲いておらず、枯れていますと思われ、また管理者の方が遠方で、適正な管理が十分できないことから、新見市文化財保護条例第11条の規定により、新見市文化財保護審議会に諮問いたしました結果、令和7年1月9日、指定文化財解除を認める旨の答申がありました。

同じく市指定の天然記念物になっております神郷高瀬地内の木谷のモミの木は、推定樹齢約350年、樹高約30メートルの巨木で、地域のシンボル的な存在でしたが、数年前の落雷被害に

より樹木上部が欠損し、樹勢が弱くなり、その後、枯れたものと考えられ、モミとして稀有な巨木であるという指定の根拠を喪失したことから、新見市文化財保護審議会に諮問いたしました結果、令和7年1月9日、指定文化財解除の旨の答申がありました。

つきましては、第5条の規定により、指定文化財の指定解除について、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

正村教育長 2件ですね。

吉岡課長 はい。

正村教育長 ただいまの件につきまして委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。

残念ですけど、よろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 それでは、議第3号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 ありがとうございます。

それでは、議第3号は承認といたします。

松井職務代理者 ちょっと、良いですか。

正村教育長 どうぞ。

松井職務代理者 この解除ことについてではないんですけど、こういう植物とかというようなものの場合、指定されたら保管や現状維持のために何か助成金みたいなものが出るのですか。それとも、これはあくまでも、例えば上神代のシダレザクラだったら持ち主の責任でやれというふうになってるんですか。

吉岡課長 文化財については10万円限度の補助金がございます。それを活用していただけると思います。

正村教育長 それは申請をすれば、補助金が出るのですか。

吉岡課長 はい。申請をすれば出ます。

松井職務代理者 持ち主の方に補助金が出る仕組みはあるわけですね。

吉岡課長 はい。ございます。

松井職務代理者 はい。分かりました。

#### 議第4号 新見市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について

正村教育長 それでは、次に議第4号について説明をお願いします。

忠田課長 議第4号、新見市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

神郷北小学校及び千屋小学校の学校統廃合につきましては、令和6年12月教育委員会定例会におきましてご審議をいただき、要望通り、いずれも令和8年4月に、神郷北小学校が神代小学校へ、そして、千屋小学校が上市小学校へ、それぞれ統合するということで、本会の承認をいただいたところでございます。

その後、本会の承認事項を市長の方に報告をいたしまして、市長から統合についての最終的な承認をいただきましたので、本日は、新見市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の案につきまして、ご審議をいただきたく、ご提案をさせていただいているところでございます。

それでは、資料の2ページ、それから3ページを併せてご覧いただければと思います。内容といたしましては、3ページの新旧対照表が分かりやすいかと思いますが、そちらにございます通り、条例中の別表の小学校の区分の中で、千屋小学校と神郷北小学校の項を削るものでございます。施行期日につきましては、2ページの改正文の方にございますが、そちらの附則に、令和8年4月1日ということで規定をさせていただきまして、当該条例の一部改正をおこなうというふうな内容となっております。本会で承認をいただけましたら、令和7年3月新見市議会定例会に議案として提出をさせていただきたいというふうに考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質問ありますでしょうか。  
特によろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 無いようですので、議第4号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 ありがとうございます。  
では、議第4号は承認といたします。

協第1号 令和6年度卒業式・令和7年度入学式の対応について

正村教育長 それでは、次に協第1号について説明をお願いします。

宗政課長 協第1号、令和6年度卒業式、令和7年度入学式の対応についてご説明をさせていただきます。

委員の皆様方には、卒業式、入学式へのご出席、大変お世話になります。式の期日と出向いていただく学校につきまして、資料1ページに卒業式、資料2ページに入学式を記載しております。小学校の入学式は隔年で出席することにしておりますので、今年度は15校中、8校となります。委員の皆様にご出席いただく学校につきましては、いずれも今年度学校訪問に行っていただいたところ、或いは、校長が役職定年を迎える学校を選ばせていただきました。この後、ご都合をお伺いできればと思っております。

なお、現時点では、教育委員会関係の出席者のみ記載しておりますが、後日市関係者出席者を加えた一覧表を完成させ、3月の定例教育委員会にて周知させていただく予定しております。

また当日、お読みいただく原稿及び集合時刻や服装等、詳細につきましては、卒業式分、入学式分、それぞれご自宅に送付させていただくことにしておりますので、どうぞお知りおきください。

以上です。

正村教育長 これは、変更については後日で良いのですか。いつまでに返事をしたら良いのでしょうか。

宗政課長 今分かるようでしたらお伺いしますし、少し確認をなさってからということでしたら、金曜日ぐらいまでに教えていただけたらと思います。

正村教育長 金曜日ですね。今ありましたら言っていただいて、今日はとりあえず持ち帰って、また帰られてご予定見られて、変更をお願いをしたいということがありましたら、金曜日までに宗政課長の方へ連絡をしていただければと思います。今現在ありますでしょうか。取り

合えずこちらを持ち帰っていただいて、何も無ければ結構ですの  
で、変更ということになりましたら金曜日までにお願いします。

委員の皆様から何かご質疑はありますでしょうか。

それでは無いようですので、取り合えずこの原案を承認としてと  
いうことでよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

ありがとうございます。

それでは、協第1号は承認とします。

外に無いようでしたら、以上で本日の議事を全て終了いたしま  
す。

## 7 閉 会

正村教育長

1月定例教育委員会をこれで閉会します。

長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後前4時22分)